



広島土砂災害  
特集25

## 義援金第2次配分の申請受付開始

# 被災者と市議団が交渉してきた要求が次々実現!

周辺被害で居住できない人

やむを得ず自力で  
仮住宅を確保した人

居住用空家に被害を受けた所有者

店舗や貸家、農地等に被害を  
受けた営業者・所有者

納屋・車庫等に土砂が流入した人

一次配分の対象となった住家被害と、  
新たに対象となった人的被害については  
個別にご連絡がありますので申請は不要です。



10月3日 緑井7丁目の方々の「住宅支援を求める要望書」提出・交渉に同席しました。

開始日：11月17日（月）から

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

義援金申請書は各区役所区政調整課、市役所企画総務局総務課でお配りしています。  
また、広島市のホームページからダウンロードできます。

### 受付場所

区	受付場所	住所	電話番号
中区	中区役所区政調整課	中区国泰寺町一丁目6番34号	504-2543
東区	東区役所区政調整課	東区東蟹屋町9番38号	568-7703
南区	南区役所区政調整課	南区皆実町一丁目5番44号	250-8933
西区	西区役所区政調整課	西区福島町二丁目2番1号	532-0925
安佐南区	被災者支援総合窓口	安佐南区古市一丁目33番14号	831-4925
安佐北区	被災者支援総合窓口	安佐北区可部四丁目13番13号	819-3903
安芸区	安芸区役所区政調整課	安芸区船越南三丁目4番36号	821-4903
佐伯区	佐伯区役所区政調整課	佐伯区海老園二丁目5番28号	943-9703

### 持参するもの

- 手続きに共通して必要となるもの
  - (ア) 振込先の金融機関名、口座番号等がわかるもの(申請者名義のもの)
  - (イ) 印鑑(法人の場合は代表者印)
  - (ウ) 自動車運転免許証・健康保険証(申請者や代理申請者の本人確認ができるもの)
- 区分に応じたその他の必要書類

口座振込みです

### 郵送でも受付

- ・申請書(押印したもの)
- ・左記(ア)及び(ウ)のコピー
- 区分に応じたその他の必要書類



≪郵送先≫ 〒730-8586 広島市役所企画総務局  
総務課 義援金係

電話：082-504-2792

FAX：082-504-2169

**新たに対象となったもの及び配分額**

り災証明書、領収書、現地写真、賃貸借契約書の写しなど、区分に応じた添付書類が必要となります。詳しくは広島市HPでご確認ください。

区分		配分対象	配分額(万円)	
住家以外の建物・物件被害等	①店舗、事業所等の事業用建物に被害を受けた営業者(個人又は法人)に対する義援金	①店舗、事業所等の事業用建物に床下浸水(土砂流入)以上の被害を受けた営業者(個人又は法人)※ 中小企業以外の企業	10	
		②貸家・貸店舗等に床下浸水(土砂流入)以上の被害を受けた所有者(個人又は法人)※ 中小企業以外の企業		
	②貸家・貸店舗等に被害を受けた所有者(個人又は法人)に対する義援金	①店舗、事業所等の事業用建物に床下浸水(土砂流入)以上の被害を受けた営業者(個人又は法人)※ 中小企業以外の企業を除く。	全壊	250
			大規模半壊	187.5
			半壊	125
		②貸家・貸店舗等に床下浸水(土砂流入)以上の被害を受けた所有者(個人又は法人)※ 中小企業以外の企業を除く。	床上浸水	25
			一部破損、床下浸水(土砂流入)	10
③農地、駐車場等の事業用地に被害を受けた営業者等(個人又は法人)に対する義援金	土砂流入の被害を受けた土地を農地や事業用地として使用していた者等(個人又は法人)	10		
④居住用の空き家に被害を受けた所有者に対する義援金	転勤等の事情で一時的に住所を異動し、不在であった空き家の所有者で、床下浸水(土砂流入)以上の被害を受けた者	全壊	250	
		大規模半壊	187.5	
		半壊	125	
		床上浸水	25	
		一部破損、床下浸水(土砂流入)	10	
その他の被害	①周辺被害のため居住できなかった世帯に対する義援金	指定の区域内※において、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯 ※9月2日12時現在の避難勧告区域(安佐南区の八木、緑井地区の一部)	10	
	②宅地への土砂流入により被害を受けた世帯に対する義援金	住家に被害はないが、住家及びその周辺で一体的に利用している土地に土砂が流入し、納屋、外構、車庫等に被害を受けた世帯(第1次配分の対象となっている世帯を除く。)	10	
	③崩壊・流失した住家敷地を補修した者に対する義援金	住家に被害はないが、擁壁の崩壊等その敷地が損壊したため、その補修を行った者(第1次配分の対象となっている者を除く。)	25	
公的支援の対象となり得るもの の 自費負担等	①自力で仮住宅を確保している世帯に対する義援金	自力で仮住宅を確保し家賃等を負担している世帯  安佐南区・安佐北区の総合窓口では、義援金の申請時に ・ご自宅の再建・修理に関する相談 ・仮住宅の提供・借り上げ住宅への切り替え(家賃補助)に関する相談にもお応えします。  詳しくは広島市都市整備局住宅政策課にお問い合わせください。 電話：082-504-2292	30	
	②自費で住家を解体・撤去した者に対する義援金	半壊以上※の被害を受けた住家を自費で解体・撤去した者 ※このうち半壊の場合は、被災者生活再建支援法の被災世帯と認定されることが必要	実費 (限度) 100	

「うちは対象になるの?」…お悩みの方は**日本共産党広島市議員団**にご相談ください

☎082-244-0844

